

第2回「野洲駅南地区」における景観形成の懇談会での

ご質問・ご意見等と市の回答・考え方(案)

(1)開催日時 平成24年6月30日(土) 午前10時～11時30分

(2)会場 野洲文化小劇場

(3)参加者 29名

※開催通知及び野洲駅南地区における景観形成基準の考え方(案)については、登記簿上の土地及び家屋所有者181名へ郵送及び駅前自治会・小篠原自治会を通じて530世帯へ事前配布しました。

	項目	質問・意見等の概要	市の回答	市の考え方(案)
1	視点場	<p>○方針に、『三上山が眺望できる場所を公共施設において確保します。』とあるが、『公共施設において確保する』とはどのような意味か。</p> <p>○公共施設からというのは屋上から見えるようにするという意味か。三上山を屋上から見るとするのは、考えにくい。</p>	<p>○市がアサヒビールから取得した土地、文化ホール等が建っている土地等において、公共施設の中に多くの方が自由に立ち入れる場所を確保していくという意味である。</p> <p>○屋上は、多くの方に自由に立ち入っていただく場所とは言い難く、あくまでも多くの方が集える場所で確保したいと考えている。</p>	<p>○市民が自由に出入りできる公共施設(建築物・公園等)の中に、三上山が眺望できる場所を確保するということである。</p>
2	重点地区	<p>○なぜ野洲駅南地区を重点地区として選定したのか。</p>	<p>○景観を考える委員会で、良好な景観形成を図っていく地区を約20地区程度選定していただいた。その中で、野洲らしい景観の保全や創出が必要となる地区、開</p>	<p>○前回懇談会で説明したとおりである。</p>

		<p>○中山道は広範囲にわたっているのに、なぜ野洲駅南地区の範囲だけに制限を加えるのか。この範囲以外でも景観形成を図ってもよいのではないか。</p> <p>○重点地区を今後拡大していく予定はあるのか。</p>	<p>発計画等が進められ、景観に大きな影響を及ぼすことが考えられる地区、これらの2つの要件を満たす地区を優先的に重点地区として位置付けていくこととした。野洲駅南地区は、今後も開発が進められていく地区であること、また、市の玄関口であり、特に良好な景観形成を図っていく地区でもあることから、優先的に重点地区として位置付けることとした。</p> <p>○市域内で本地区以西の一部区間では、県の景観計画の内容を踏襲し、景観形成を図っていく。加えて、野洲駅南地区は人々が集積する地区でもあることから、中山道沿道も含めて重点地区としたところである。</p> <p>○緊急を要するところ等から順次重点地区として設定を進めていきたいと考えている。</p>	<p>○運用状況を検証していく中で、必要に応じて、関係住民の皆様との合意形成を図りながら、重点地区の拡大を検討していく。</p> <p>○重点地区の選定については、①野洲らしい景観の保全や創出を行うことが必要である地区、②開発計画等が進められ景観に大きな影響を及ぼすことが考えられる地区、のいずれも満たす地区を優先的に選定していくこととする。</p>
--	--	--	---	---

3	<p>景観形成基準</p>	<p>○野洲市がモデルにしている景観計画はあるのか。</p> <p>○景観形成基準についての強制力はどの程度まであるのか。</p> <p>○強制力がないのであれば、中山道沿道であれば、日本瓦、紅がら、漆喰にする等、より景観に配慮した基準とした方がよいのではないか。</p>	<p>○これまで、野洲市域では滋賀県の景観計画が適用されてきたことから、野洲市の景観計画は、基本的には滋賀県の景観計画の内容を踏襲することとしている。そこに野洲市の独自部分を加えていくという形にしている。</p> <p>○届出になるので、強制力はない。基準内容について協力をお願いするというレベルである。</p> <p>○絵に描いた餅にならないよう、皆様に協力していただける範囲内の基準を、合意形成を図りながら作成していきたいと考えている。</p>	<p>○県を踏襲する部分についても、今後運用する中で、必要に応じて、適切な内容に変更していく。</p> <p>○強制力はないが、景観法において、勧告（第16条）、変更命令（第17条）が規定されている。</p> <p>○今後、関係住民の皆様から、景観形成基準の見直しの要望があれば、できる限り対応していく。</p>
4	<p>周知</p>	<p>○基準についてはこれでよいとは思いますが、内容が難しいので、住民に分かりやすく、理解しやすいように説明する必要がある。</p> <p>○駅前自治会と小篠原自治会の住民に対し、しっかり説明する必要がある。</p>	<p>○できるだけ分かりやすい資料の作成、説明を行う。</p> <p>○本日がそのような場であると考えているが、自治会長と相談させていただく。</p>	<p>○景観計画決定後、施行までの間に、周知徹底を図っていく。</p>

5	届出	<p>○これまで建築確認の申請や景観に関する届出は県へ行っていたが、今後は市へ行えばよいということか。</p> <p>○どのような場合に市へ届出をして、どのような内容について届出すればよいのか分からない。指針を作るべき。</p>	<p>○本年6月1日から、景観に関する届出は市へ行っていただくこととなった。建築確認の申請は今までどおり県へ行っていただく。</p> <p>○建築確認申請等の際に、並行して届出が必要となる。</p>	<p>○広報やす6月号、ホームページで情報発信をしているところであるが、他の景観行政団体における周知方法等を参考に、今後も周知徹底を図っていく。</p> <p>○景観法や野洲市景観条例で定められている届出事項を整理した資料、併せて、景観形成のガイドライン等を作成し、景観計画決定後、施行までの間に、周知徹底を図っていく。</p>
6	景観条例	<p>○景観条例に、大規模建築物として13メートル以上もしくは4階建以上という文言があるが、このような建築物は建ててはいけないということか。</p>	<p>○13メートル以上もしくは4階建以上の大規模建築物等は、これまで県で適用されてきた内容と同様に、景観に影響を与えるものなので、届出をお願いするという意味であり、建築を禁止しているものではない。</p>	
7	その他	<p>○今後は太陽光発電パネルの設置が進み、日照権の問題が増えることが考えられる。高さ制限も踏まえた対策も必要になってくると考える。</p>		<p>○日照権への対応は都市計画制度での対応となり、必要に応じて、高度地区、地区計画等の適用を検討していく。</p>